

裁決例 1 2

被災者は、業務従事中に意識障害となり、救急搬送されたが、「急性心不全」により同日死亡した。請求人は、被災者の死亡は業務過重によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだ。

審査会としては、被災者に発症した「急性心不全」は、長期間にわたって業務による過重負荷が認められるとして、原処分を取り消した。